

双ヶ丘中だより



京都市立双ヶ丘中学校 5/1 第4号 文責 上田

学校教育目標 「心豊かに探究心をもち、未来へ歩み続ける生徒を育成する」

臨時休校の延長について

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、5月6日（水）までとしていた臨時休校期間が、17日（日）まで延長になりました。

この休校期間中、外出自粛などの制限がありストレスがたまっている人、学習に対して不安を感じている人もいると思いますが、皆さんの命を守るためです、収束に向けてもうひと頑張り、一人ひとり気持ちをしっかりと持って、この状況を乗り越えていきましょう。

また、連休明けに学習課題等を配布します。確認して計画的に取り組んでください。新型コロナウイルス感染拡大防止と学校再開に向けて、ご理解・ご協力をお願いいたします。

- ・毎日の体温測定など、健康観察票を使った健康観察を行ってください。
- ・不要不急の外出は控えてください。
- ・休校期間延長に伴い5月に予定していました家庭訪問、土曜参観は中止とします。
- ・臨時休業期間中の子どもたち・保護者様等へのお知らせについては本校ホームページに随時掲載しますので、できる限り毎日ご覧いただくようお願いいたします。

5月は憲法月間

5月3日は「憲法記念日」です。1945（昭和20）年の8月に戦争が終わり、日本は敗戦の後、平和な国家を築くために、社会の土台となる憲法の制定が始まられ、1946（昭和21）年11月3日に日本国憲法が公布され、翌1947（昭和22）年5月3日に施行されました。施行というのは、日本国憲法が効力をもつということです。

日本国憲法の三大原則は「国民主権」・「基本的人権の尊重」・「平和主義」です。「国民主権」とは、日本の政治のあり方を最終的に決めるのは、国民だということです。「基本的人権の尊重」とは、人が生まれながらにして持つ、侵すことのできない永久の権利として保障され、すべての国民は自由、平等であり、幸福に生きる権利が認められています。ただ、忘れてはいけないことは、基本的人権は自分だけでなく、他者にも認められているのですから他者の人権も尊重しなければならないということです。ここでも他者のことを思いやる気持ちが求められているのです。「平和主義」とは、他国との対立を解決する手段として武力を使わない、つまり戦争をしないということです。

最近では、新型コロナウイルス感染者等に対する誹謗・中傷など、基本的人権を侵害する問題が話題になっています。新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別、偏見、いじめ等があつてはなりません。国や京都市が提供している正しい情報の入手に努め、冷静な行動をするように注意しましょう。

このような身近な問題をはじめ、今一度、日本国憲法について「憲法月間」の機会に、ご家庭でも話題にしてほしいと願っています。



【季節は少しづつ夏に近づいています。】

5月に入り、初夏を感じるほど気温も一気に上がりバレーコート横のツツジも咲き始めました。

まだ暑さに慣れていない時期です、体調の変化（熱中症）には十分に注意しましょう。